

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年一月十九日から同年二月一日までの間縦覧に供します。

平成三十年一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字大福一五五六番・一五五七番合併ほか一筆	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	奈良市水間町三七〇二番	

二 申請年月日

平成三十年一月十一日